

大治町議会定例会（第4日）

令和7年9月19日

令和7年9月大治町議会定例会会議録（第4号）			
招集年月日	令和7年9月19日		
招集の場所	大治町議事堂		
開議	9月19日 午前11時00分 宣告（第4回）		
応招議員	1番：池田耕介 4番：後藤田麻美子 8番：若山照洋 11番：吉原経夫	2番：八神太紀 6番：鈴木満 9番：松本英隆 12番：林哲秀	3番：手嶋いずみ 7番：三輪明広 10番：林健児
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員に同じ		
欠席議員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 総務部長：大西英樹 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤謹 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：佐藤友哉 防災危機管理課長：山田繁樹 収納課長：加藤真二 保険医療課長：水野克哉 住民課長：立松修 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松浩 保健センター所長：森本健嗣 都市整備課主幹：八神幸夫 学校教育課長補佐：新井敏和 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：水野学 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹	教育長：平野香代子 福祉部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 福社部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 財政課長：富田伸司 企画政策課長：吉田美穂 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課主幹：鈴木雅之 子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松浩 下水道課長：後藤丈顕 産業環境課長：伊藤高雄 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代		

○議員提出議案の題目

発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年9月大治町議会定例会議事日程

(第4日)

令和7年9月19日(金)午前11時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 発言の取消しについて

日程第2 議案第48号 令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について《採決》

日程第3 議案第49号 令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について《採決》

日程第4 議案第50号 令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について《採決》

日程第5 議案第51号 令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について《採決》

日程第6 議案第52号 令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について《採決》

日程第7 議案第53号 令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定について《採決》

日程第8 議案第54号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第2号)《採決》

日程第9 議案第55号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
《採決》

日程第10 議案第56号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算(第1号)
《採決》

日程第11 議案第57号 令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
《採決》

日程第12 議案第58号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）《採決》

日程第13 議案第59号 大治町長の給与の特例に関する条例の制定について《採決》

日程第14 議案第60号 大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第15 議案第61号 大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第16 議案第62号 大治町税条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第17 議案第63号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）《採決》

日程第18 議案第64号 大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について
《採決》

日程第19 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について《提案説明等》

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 開議

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、発言の取消しについてを議題とします。

御手元に配付のとおり9月9日の議案質疑における町長の答弁について、発言取消申出書が提出されました。

お諮りします。

発言取消申出書のとおり、これを許可することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第2、議案第48号から日程第7、議案第53号までを一括議題とします。

議案第48号から議案第53号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る9月9日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきまして、9月11日に総務建設分科会、9月12日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。その結果、議案第48号、52号、55号、57号の4議案につきましては賛成多数で可決すべきもの、議案第49号、50号、51号、53号、54号、56号、58号、63号……

[「53号まで」の声あり]

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

失礼しました。53号の4議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます

去る9月9日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきまして、9月11日に総務建設分科会、9月12日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第48号、52号の2議案につきましては賛成多数で認定すべきもの、議案第49号、50号、51号、53号の4議案につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第48号令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第48号令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてに反対します。昨年3月議会の令和6年度大治町一般会計予算において、私は財源が逼迫している中で、町制施行50周年記念事業には潤沢にお金が使われる予算案になっています。そのお金を小中学校給食費無償化もしくは軽減など、町民のために使うべきですと発言して反対しました。その後、令和7年3月議会において、大治町の財政がまさに逼迫していることが明らかになり、行政側は町制施行50周年記念事業の見直しをはじめ、歳出の削減に尽力しています。私の反対討論の内容をもっと精査してもらえば、もっと早めに財政立て直しができたと思っています。よって議案第48号大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてに反対します。

○議長（若山照洋君）

続きまして原案に賛成の方の発言を許します。

4番後藤田麻美子議員どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議案第48号令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

子育て支援事業として令和7年4月より開園した三本木こども園に助成することで高まる保育需要に対応するとともに、放課後児童クラブの待機児童を解消するための子ども居場所づくりに取り組みました。災害対策として、大規模災害に備えた砂子防災公園の整備が進められている。避難所案内看板の設置などによりさらなる防災体制の充実が図られました。また、大治小学校の校舎増築等工事により教室不足の解消に努めました。これらの事業推進のための財源は国・県の補助を十分に活用し、計画的な起債により確保されており、いずれも適切な措置でありますので、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定する方に賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第49号令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定する方に賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第50号令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第51号令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第52号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第52号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに反対します。

2008年度から75歳以上の方だけを対象に後期高齢者医療保険制度が発足しました。原則1割負担ですが、現役並み所得者とみなされた方は3割負担となっています。後期高齢者の方の主な収入は年金であり、その年金も実質的に年々目減りしていく中で、保険料はだんだんと上がってきています。さらに2022年10月1日から一定以上所得のある方とみなされた方への2割負担が導入され、ますます負担が重くなっています。また私は後期高齢者医療保険制度自体に反対する立場でもあります。よって、議案第52号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。以上です。

○議長（若山照洋君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

1番池田耕介議員。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。議案第52号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度はそもそも高齢化によって高齢者の医療費が増大する中で、高齢者世代と現役世代の費用負担や、財政運営の責任を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために創設をされました。高齢化の進展に伴って高齢者医療にかかる費用は増加の一途をたどっており、令和4年には自己負担割合が見直されました。今月末までは3年間の負担軽減措置期間も設けられておりました。この負担割合見直しにより、制度の持続可能性が高まり、所得に応じた公平な負担と現役世代の負担軽減も図られています。今後も制度の運営主体である広域連合と密な連携を図り、高齢者が安心して医療を受けられる制度の持続のため、より一層の努力をいただくことをお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。皆様の多くの御賛同をお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第53号、令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第8、議案第54号から日程第12、議案第58号までを一括議題とします。

議案第54号から議案第58号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

議案第55号、57号の2議案につきましては、賛成多数で可決すべきもの、議案第54号、56号、58号の3議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第54号令和7年度大治町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

[「暫時休憩お願ひします」の声あり]

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第55号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対します。この補正予算案の中に、来年度から導入される子ども・子育て支援金制度に伴う国保電算システム改修業務委託料が含まれています。少子化という国の存続に関わる課題なら、抜本的支援のために税制を変え、大企業や富裕層に応分の負担を求めるべきです。それが公的医療保険に上乗せして新たに徴収する支援金制度では、子ども・子育て支援を拡充しようとすれば、国保税を上げざるを得ません。ただでさえ来年度は一般会計からの法定外繰り入れをなくすことによって、国保税の大幅な引き上げが計画されています。被保険者である町民の負担は際限なく重くなってしまいます。高過ぎる保険税を払えず、県内市町村の中でもただでさえ低い保険税納入率がさらに低くなってしまいます。またこの支援金制度が導入される反面、子ども・子育て支援に関わる施策に係る国的一般会計から負担は後退しかねません。よって、議案第55号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対します。

○議長（若山照洋君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

9番松本英隆議員。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。議案第55号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に向けてのシステム改修でございます。またこの制度は社会保険制度として位置づけられ、子ども・子育て世帯を全世帯で支える仕組みとなっています。また財源についても国から事業費補助金が充てられるものと伺っております。以上のことから、これらで判断しこの議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第57号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に反対します。この補正予算案の中に、来年度から導入される子ども・

子育て支援金制度に伴う後期電算システム改修業務委託料が含まれています。少子化という国の存続に関わる課題なら、抜本的支援のために税制を変え、大企業や富裕層に応分の負担を求めるべきです。それが公的医療保険に上乗せして新たに徴収する支援金制度では、子ども・子育て支援を拡充しようとすれば保険料は上げざるを得ません。またこの支援金制度が導入される反面、子ども・子育て支援に関わる施策に係る国的一般会計からの負担は後退しかねません。よって、議案第57号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に反対します。

○議長（若山照洋君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

9番松本英隆議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。議案第57号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論いたします。

55号と同じように、この補正予算は令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度によってのシステム改修を行うものです。この制度は社会保険制度として位置づけられ、子ども・子育て世代を全世帯で支える仕組みとなっております。財源についても、国から事業費補助金が充てられるものでございます。以上、総合的に判断してこの議案に賛成するものです。皆様の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第59号から日程第16、議案第62号までを一括議題とします。

議案第59号から議案第62号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

総務建設常任委員会は9月11日木曜日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第59号大治町長の給与の特例に関する条例の制定について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

報酬審議会はやらなくてよいかの問い合わせに対しまして、基本的に他市町村の状況ですとその時点での物価状況など客観的な指標をもとに審議されると認識している。今回は、この特例条例が終わりましたら本来の額に戻ることになるので、必ずしも聞く必要はないと考えている。また、町情勢の状況、行財政改革が進んでいる中、町長の報酬を自ら削減することがまず第一だと考え、上げさせていただいているとの答弁でした。

議案第60号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑内容を御報告申し上げます。

この条例によってメリット、デメリットは何かの問い合わせに対しまして、この改正により制度が変わるというものではなく、育児休暇、部分休業などといった制度をしっかりと伝えるというのが今回の改正の趣旨ですとの答弁でした。

議案第61号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

この条例によってメリット、デメリットは何かの問い合わせに対しまして、今まで部分休業というのは、勤務時間の初めか終わりに30分単位で、1日につき2時間取れるという制度でした。この改正で初めと終わりではなく、勤務時間内で自由にとれることができる。また、1年間で10日間とれるができるものであるとの答弁でした。

議案第62号大治町税条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

対象となる町内、町外の方の人数を教えての問い合わせに対しまして、町内1万661件、町外1,914件ですとの答弁でした。以上で御報告終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

議案第59号大治町長の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号大治町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第63号令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案第63号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（鈴木　満君）

議案第63号につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立　全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第64号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第64号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

文教厚生常任委員会は9月12日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第64号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。

したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出  
についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番手嶋いづみ議員どうぞ。

○3番（手嶋いづみ君）

発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出す  
る。令和7年9月3日提出、大治町議会議員手嶋いづみ。

要約して提案説明をいたします。未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成  
長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、一人一人  
に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面してい  
る。本年度は政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生  
徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学  
校における教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるた  
めの施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。また、子供たちが全国どこ  
に住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、  
三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に

引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、以上です。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和7年9月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時43分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 若山 照洋

署名議員 池田 耕介

署名議員 八神 太紀